事　務　連　絡
平成２１年５月２９日

各 ⎧都道府県⎫
　 ⎨政 令 市⎬衛生主管部（局）　御中
　 ⎩特 別 区⎭

厚生労働省健康局生活衛生課

新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について（その２）

平成２１年５月１８日付事務連絡「新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について」により、各事業者における感染拡大防止のための対応を検討していただくようお願いしていたところでありますが、５月２２日に政府の新型インフルエンザ対策本部において、今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと類似する点が多いという判断のもと「基本的対処方針」を改訂しました。他方、新型インフルエンザは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し死亡の報告もされていることにも留意が必要です。

つきましては、「基本的対処方針（改訂版）」（別添１）及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（別添２）並びに「基本的対処方針等のＱ＆Ａ」（別添３）を参考に、従業員及び利用者等への感染拡大防止のため、特に下記事項に留意のうえ、貴管内の生活衛生関係営業者において、引き続き対応していただくよう周知方お願いします。

記

１．患者や濃厚接触者が活動した地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずるようお願いします。

（１）外出については、自粛要請は行わないこととされています。ただし、外出にあたっては人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、咳エチケットの徹底、うがいの励行等に努めることが必要です。

なお、マスクの着用は患者や濃厚接触者が活動した地域において、混み合った場所で着用することが勧められるものであり、屋外などでは、相当混み合っていない限り着用の必要はないとされております。（Ｑ＆Ａ　問８参照）

（２）従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従事者の勤務について配慮するとともに、従業員の人員配置等について事前に計画を策定するなどしてください。（Ｑ＆Ａ　問２１参照）

（３）事業者に対しては、事業自粛の要請は行わないこととされています。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされており、従業者の健康管理を徹底し、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機、職場の清掃・消毒の措置等の対応を検討することが必要と考えられる。（Ｑ＆Ａ　問２５参照）

なお、職場の清掃・消毒については、別添４「新型インフルエンザ（Swine-origin influenza A/H1N1）積極的疫学調査実施要綱（暫定版）」を参照してください。

（４）興行場、飲食店等の集客施設については、利用者間の感染防止のため①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方への利用を遠慮していただくこと②利用客が多くない場合に利用者間の席を離すことなどを検討してください。（Ｑ＆Ａ　問２６参照）

２．患者や濃厚接触者が活動した地域等については、都道府県や保健所設置市との情報に基づき、患者が発生する都度、対策地域の範囲が発表されます。自治体では、対策地域における患者の発生状況に応じた対応がとられますが、地域内の患者が治癒し、７日間新たな患者発生がないなど地域内の状況を勘案し、特段の対策を講じる必要がないと自治体が判断する場合には、公表の対象地域から削除されることとされています。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について」（別添５参照）

※　最新の情報は、厚生労働省ホームページで確認してください。
（http://www.mhlw.go.jp/）

事　務　連　絡
平成２１年５月２９日

各生活衛生同業組合連合会事務局　御中

厚生労働省健康局生活衛生課

新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について（その２）

平成２１年５月１８日付事務連絡「新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について」により、各事業者における感染拡大防止のための対応を検討していただくようお願いしていたところでありますが、５月２２日に政府の新型インフルエンザ対策本部において、今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと類似する点が多いという判断のもと「基本的対処方針」を改訂しました。他方、新型インフルエンザは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し死亡の報告もされていることにも留意が必要です。

生活衛生関係営業者におかれましては、「基本的対処方針（改訂版）」（別添１）及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（別添２）並びに「基本的対処方針等のＱ＆Ａ」（別添３）を参考に、従業員及び利用者等への感染拡大防止のため、特に下記事項に留意のうえ、引き続き対応していただくようお願いします。

記

１．患者や濃厚接触者が活動した地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずるようお願いします。

（１）外出については、自粛要請は行わないこととされています。ただし、外出にあたっては人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、咳エチケットの徹底、うがいの励行等に努めることが必要です。

なお、マスクの着用は患者や濃厚接触者が活動した地域において、混み合った場所で着用することが勧められるものであり、屋外などでは、相当混み合っていない限り着用の必要はないとされております。（Ｑ＆Ａ　問８参照）

（２）従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従事者の勤務について配慮するとともに、従業員の人員配置等について事前に計画を策定するなどしてください。（Ｑ＆Ａ　問２１参照）

（３）事業者に対しては、事業自粛の要請は行わないこととされています。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされており、従業者の健康管理を徹底し、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機、職場の清掃・消毒の措置等の対応を検討することが必要と考えられる。（Ｑ＆Ａ　問２５参照）

なお、職場の清掃・消毒については、別添４「新型インフルエンザ（Swine-origin influenza A/H1N1）積極的疫学調査実施要綱（暫定版）」を参照してください。

（４）興行場、飲食店等の集客施設については、利用者間の感染防止のため①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方への利用を遠慮していただくこと②利用客が多くない場合に利用者間の席を離すことなどを検討してください。（Ｑ＆Ａ　問２６参照）

２．患者や濃厚接触者が活動した地域等については、都道府県や保健所設置市との情報に基づき、患者が発生する都度、対策地域の範囲が発表されます。自治体では、対策地域における患者の発生状況に応じた対応がとられますが、地域内の患者が治癒し、７日間新たな患者発生がないなど地域内の状況を勘案し、特段の対策を講じる必要がないと自治体が判断する場合には、公表の対象地域から削除されることとされています。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について」（別添５参照）

※　最新の情報は、厚生労働省ホームページで確認してください。
（http://www.mhlw.go.jp/）

（別添１）

平成２１年５月２２日
新型インフルエンザ対策本部

基本的対処方針

政府においては、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。

今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）は、

① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、

② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、

季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有す

る者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）を念頭に策定されたものであるが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある。

政府としては、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。

一．国内外の情報収集と国民への迅速かつ的確な情報提供を行う。

（一）国際的な連携を密にし、ＷＨＯや外国の対応状況等に関する情報収集に努力する。

（二）国内サーベイランスを強化し、各地の感染状況を迅速に把握するとともに、患者や濃厚接触者が活動

した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。

二. 患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

（一）積極的疫学調査を徹底する。

（二）外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。

（三）事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

（四）集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

（五）学校・保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の

確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

（六）事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

三. 医療の確保についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

四. 患者や濃厚接触者が活動した地域等への抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請する。

五. 患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。

（一）電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

（二）従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ず

る。

（三）在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状況を踏まえて支援を行う。

六．パンデミックワクチンの早急な開発・製造に取り組む。

七．今回のウイルスの特徴を踏まえ、水際対策のあり方を見直す。

（一）検疫についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

（二）海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

八．必要に応じ、次の措置を講ずる。

（一）食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

（二）社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

（別添２）

平成２１年５月２２日
厚　生　労　働　省

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針

１．基本的考え方

（今回の新型インフルエンザの性質）

今回の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）は、
①　感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
②　抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である
など、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

潜伏期間は１日から７日とされている。

（我が国の患者発生状況）

患者の発生状況は現在のところ、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。今後、感染が拡大していけば、基礎疾患を有する者等への対応にさらに注意を払う必要がある。

ちなみに、現時点では、患者は、特定の年齢層（高校生・中学生）が中心である。

（基本的考え方）

今後の新型インフルエンザ対策については、これまでの国内外の疫学的知見を参考にすると、対策の目的は二つに集約される。

すなわち、
・　感染のさらなる拡大を防ぐこと

・　特に、基礎疾患を有する者等重症化しやすい人が新型インフルエンザに感染して重篤な状況になることを防ぐことに努力を集中すること

を目的として対策を講じる。

「新型インフルエンザ対策行動計画」では、各段階ごとに対策が定められている。一方、兵庫県、大阪府等の経験で得られた疫学的知見に基づくと、各地域の感染レベルが異なる現時点では、行動計画をそのまま適用するのではなく、第三段階（特に感染拡大期及びまん延期）にとることとされている対策を弾力的に行うことも必要である。

運用においては、感染者・患者の発生した地域を以下のとおり、大きく２つのグループに分けることができる。どちらの地域であるかは、厚生労働省と相談の上、各都道府県、保健所設置市等が判断する。

２．地域における対応について

（１）感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域

①　発生患者と濃厚接触者への対応

患者（患者と疑われる者を含む。）については、新たに濃厚接触による感染者を増やさないよう、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）に基づき、感染症指定医療機関等への入院とし、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療し、新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める。

積極的疫学調査を実施し、患者の濃厚接触者に対し、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請すると同時に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの暴露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを防止する。

また、医療従事者や初動対処要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

② 医療・発熱外来

患者については、インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。

③ 学校・保育施設等

感染の初期においては、学校（大学を除く。以下同じ）・保育施設等の臨時休業は感染拡大防止に効果がある。したがって、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、また、発生した患者が児童・生徒等以外であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがある場合、学校・保育施設等については、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。

休業の要請については、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の解除を要請する。

解除後に患者が発生した学校・保育施設等については、個別に臨時休業を要請する。

大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

（２）急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域

① 発生患者と濃厚接触者への対応

当該地域においての感染対策の最大の目標は、基礎疾患を有する者等の重篤化を最小限に抑えることである。

基礎疾患を有する者等は初期症状が軽微であっても優先して入院治療を行う。

また、基礎疾患を有する者等であるかどうか明確でない人でも重症化の兆候が見られたら、速やかに入院治療を行う。一方、軽症者は、自宅で服薬、療養し、健康観察を実施する。

自宅療養する軽症者の家族の中で基礎疾患を有する者等がいる場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

その他は、予防投与は行わない。

基礎疾患を有する等の医療従事者や初動対処要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

② 医療・発熱外来

患者数の増加に伴い、発熱外来の医療機関数を増やす。

関係者の協力の下、対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことを可能とする。

この場合、外来においては、一般の患者と新型インフルエンザ患者が動線にて交わらないよう、入口等を分ける、あるいは診療時間帯を分けるなど最大の注意を払う。特に、基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないよう十分な感染防止措置を講ずる。

また、入院についても、当該地域においては、感染症指定医療機関以外の一般病院でも、重症者が入院する可能性があるので、一般病院においても重症者のための病床を確保する。その場合も、特に入院中の基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。

③ 学校・保育施設等

地域において急速に患者数が増加している場合には、広範囲の地域で学校・保育施設等の臨時休業を行うことは、感染拡大防止には効果が薄い。しかし、学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、当該学校・保育施設等について、その設置者等の判断により臨時休業を行う。つまり、季節性インフルエンザと同様の対応となる。

大学に対しては、休業も含め、できる限り感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請する。

３．確定診断について

今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと症状が似ていることにかんがみ、患者が発生していない地域であっても、学級閉鎖などインフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、新型インフルエンザかどうかを判別するために、新型インフルエンザウイルスの確定診断のための検査（ＰＣＲ検査）を積極的に活用し、感染の実態をいち早く把握することが重要である。

一定以上の患者が発生している場合、ＰＣＲ検査については、新たな地域での患者発生を把握する観点から、患者が発生していない地域からの検体を優先して検査を実施するなど、検査に優先順位をつけて運用して差し支えない。

今後は、ＰＣＲ検査は、新型インフルエンザ発生国あるいは発生地域において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者に対し、優先的に行う。なお、季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。

４．検疫について

水際対策に関して、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、具体的にはブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。

なお、検疫において患者を確認した場合は、当該患者については引き続き隔離措置とする。濃厚接触者に対しては、停留を行わず外出自粛を要請するなど、より慎重な健康監視とし、居住地等の都道府県等に対して速やかに連絡をとる。

また、その他の同乗者については、健康監視の対象とはせず、健康状態に異常がある場合には、発熱相談センターへの連絡を徹底する。

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針

	①発生患者と濃厚接触者への対応	②医療・発熱外来	③学校・保育施設等	④確定診断 （PCR 検査）	⑤検疫
（１）感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域	○ 患者（患者と疑われる者を含む。）については、感染症指定医療機関等への入院とし、抗インフルエンザ薬を用いて適切に治療し、新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める。 ○ 濃厚接触者に対し外出自粛等の要請をする。 ○ 濃厚接触者に対し予防投与と健康観察を行う。 ○ 医療従事者や初動対処要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。	○ インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。	○ 必要に応じて、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。 ※ 休業の要請については、一週間ごとに検討する。 ○ 解除後に患者が発生した学校・保育施設等については、個別に臨時休業を要請する。 ○ 大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。	【患者が発生していない地域】 ○ 学級閉鎖などインフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、新型インフルエンザかどうかを判別するために、新型インフルエンザウイルスの確定診断のための検査（ＰＣＲ検査）を積極的に活用する。 【一定以上の患者が発生している場合】 ○ 新たな地域での患者発生を把握する観点から、検査に優先順位をつけて運用する。（患者が発生していない地域からの検体を優先して検査を実施するなど） ---------- ○ 今後は、ＰＣＲ検査は、新型インフルエンザ発生国あるいは発生地域において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者に対し、優先的に行う。なお、季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。	○ 健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行う。（ブース検疫） ※ ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。 ○ 検疫において患者を確認した場合は、当該患者については引き続き隔離措置とする。 ・ 濃厚接触者に対しては、停留を行わず外出自粛を要請するなど、より慎重な健康監視とし、居住地等の都道府県等に対して速やかに連絡をとる。 ・ その他の同乗者については、健康監視の対象とはせず、健康状態に異常がある場合には、発熱相談センターへの連絡を徹底する。
（２）急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域	○ 基礎疾患を有する者等は初期症状が軽微であっても優先して入院治療を行う。 ○ 基礎疾患を有する者等であるかどうか明確でない人でも重症化の兆候が見られたら、速やかに入院治療を行う。 ※ 最大の目標は、基礎疾患を有する者等の重篤化を最小限に抑えることである。 ○ 軽症者は、自宅で服薬、療養し、健康観察を実施する。 ○ 濃厚接触者に対し外出自粛等の要請をする。 ○ 自宅療養する軽症者の家族の中で基礎疾患を有する者等や、基礎疾患を有する等の医療従事者及び初動対処要員等がウイルスに暴露している場合は、予防投与を行う。 ※ その他は、予防投与は行わない。	○ 関係者の協力の下、対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことを可能とする。 ○ 外来については、一般の患者と新型インフルエンザ患者が動線にて交わらないよう、入口等を分ける、あるいは診療時間帯を分けるなど最大の注意を払う。 ※ 特に基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。 ○ 入院については一般病院においても重症者のための病床を確保する。 ※ 特に基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。	○ 学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の生徒等を感染から守るために、当該学校・保育施設等について臨時休業とする。 ○ 大学に対しては、休業も含め、できる限り感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請する。		

※ 重症者には、基礎疾患のため、重症化しやすい者を含む

（別添３）

平成２１年５月２２日
新型インフルエンザ対策本部

「基本的対処方針」等のＱ＆Ａ

（問１）今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

（問２）今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

（問３）今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。

（問４）従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

（問５）なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。

（問６）症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

（問７）「基本的対処方針」の「二.」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

（問８）外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

（問９）公共交通機関におけるマスク着用についてはどのように考えればよいのか。

（問10）誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

（問11）この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

（問 12）国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

（問13）集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

（問 14）米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。

（問15）学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

（問 16）感染の初期、患者発生が少数である場合に、学校・保育施設の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

（問 17）急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。

(問 18) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。

(問 19) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

(問 20) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。

(問 21) 保育施設等が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

(問 22) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業者が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(問 23) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(問24) 在宅の障害者や高齢者等の支援とは、どのようなものか。

(問 25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(問 26) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(問 27) 従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させ、営業を中止する必要があるか。

(問28) 機内検疫及び停留はとりやめるのか。

(問29) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

平成２１年５月２２日

新型インフルエンザ対策本部

「基本的対処方針」等のＱ＆Ａ

（問１）今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

（答）

１．今回の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）は、

①　感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、

②　抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

２．他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

３．なお、潜伏期間は１日から７日とされている。

（問２）今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

（答）

今般の新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、（問１）のようなウイルスの特徴を踏まえ、

①　国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、

② 基礎疾患を有する者等を守る
という目標を掲げている。

（問３）今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。

（答）

「確認事項」（平成２１年５月１６日新型インフルエンザ対策本部幹事会決定）は、新型インフルエンザの患者が国内で初めて確認された時点において講ずべき措置をまとめたものであり、状況が変化していることから、「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては、今回の「基本的対処方針」に盛り込んでいる。

（問４）従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

（答）

１．政府の従来の新型インフルエンザ対策については、弱毒性ではあるが病原性の高いスペインかぜや強毒性の鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理している。

２．しかし、今般のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。

２．このため、今般のウイルスの特徴に鑑み、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考えており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、「基本的対処方針」により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととしている。

（問５）なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。

（答）

１．我が国の現状を見ると、患者が全国的に発生している状況にはないが、患者数が急増している地域が見られる。

２．この状況を「新型インフルエンザ対策行動計画」が示している段階に当てはめれば、「第２段階：国内発生早期」であることに変わりはないが、今後、国内で更に感染が拡大していく事態も想定しつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることから、現状を踏まえ、政府として当面講ずべき措置をとりまとめたところである。

３．国内で感染拡大が進めば、さらに、状況に応じた対応を検討していくこととなる。

（問６）症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

（答）

１．当面の措置として掲げている事項は、咳エチケット

など季節性のインフルエンザ対策と共通のものもあるが、今回の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会の意見によれば、

① 現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウイルスH1N1に対する免疫がないと考えるべきであり、かつ、それに対応するワクチンが存在しないこと

② 基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化する傾向があり、一部死亡例が報告されていること

③ ウイルスの感染力やウイルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること

④ 感染を繰り返すことにより、ウイルスが変異する可能性があること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2．このため、専門家諮問委員会の意見に基づき、国内での感染防止策として、

① 積極的疫学調査の徹底

② 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請

③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請

④ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3．事業者等に講じていただく措置については、関係者に一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

（問７）「基本的対処方針」の「二.」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

（答）

１．積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域（市区町村等）である。しかしながら、それらの者の行動や２次接触者を完全に追うことは困難であることから、国民や事業者への呼びかけや要請については、実際の状況を踏まえ、広めの地域（複数の市区町村、都道府県等）で行うことも考えられる。

２．いずれにせよ、この「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲については、自治体からの情報に基づき、患者が発生する都度、厚生労働省から発表されている。

（問８）外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

（答）

１．マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果が高いものであり、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが勧められる。

２．屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。また、施設や乗り物についても空いていれば、マスクを着用する必要はない。

（目安としては対面する人と人の距離が１～２メートル）

３．ただし、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるよう、準備しておくことが望ましい。

（問９）公共交通機関におけるマスク着用については、どのように考えればよいのか。

（答）

例えば、「患者や濃厚接触者が活動した地域」内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけることになる。一番重要なことは、発熱、くしゃみ、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくことである。

（問１０）誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

（答）

１．全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、自治体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも自治体関係部局や関係団体に周知することになる。

２．周知については、１．のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。

① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や自治体が行っている。

② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関係省庁や自治体から関係団体や学校等に要請している。

③ 集会・スポーツ大会等については、自治体から要請している。

④ 学校・保育施設等の臨時休業については、自治体（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請している。

⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請している。

⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や自治体が事業者団体に要請している。

（問１１）この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

（答）

厚生労働省は速やかに都道府県、保健所設置市、特別区に伝達する予定であり、その他の市町村については都道府県を通じ伝達いただくこととしている。

（問１２）国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

（答）

１．今次の新型インフルエンザについては、基礎疾患を

有する者を中心に重篤化する傾向が見られ、注意を要するものの、適切な治療を早期に受けることにより、多くの方が順調に回復している。

2．このため、政府としては、現時点においては、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

（問１３）集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

（答）

1．政府としては、集会やスポーツ大会について一律に自粛要請を行う考えはなく、主催者において、感染の広がりを考慮しつつ、開催の必要性を改めて検討していただくこととなる。

2．また、開催する場合には、病み上がりや体調不良気味、発熱症状のある方には参加や観戦を遠慮してもらうよう徹底して呼びかける、屋外においては、人と人が近い距離で接触しない（目安として対面距離１～２メートル）ようにするなど、運営方法を検討していただく必要がある。

3．現在、患者が発生している地域では、試験、研修、講習会なども中止する傾向が見られるが、むやみに自粛するのではなく、社会的に必要性が高い集まりについては、感染拡大防止策（※）を講じつつ開催することが考えられる。

※　例えば、①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある者は参加しな

いよう呼びかける、②参加者同士の席を離す、③まめに換気を行う、④入口に速乾性アルコール消毒を設置するなどの措置が考えられる。

（問１４）米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。

（答）

１．季節性インフルエンザについても、米国では、通常、学校閉鎖は行わないが、今般の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校を解除した後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った地区もある。

２．我が国では、従来から、季節性インフルエンザでも日常的に学校閉鎖（臨時休業）等を行っており、新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

（問１５）学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

（答）

大学については、多数の児童・生徒が長時間１つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

（問１６）感染の初期、患者発生が少数である場合に、学校・保育施設等の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

（答）

１．学校・保育施設等については、専門家諮問委員会の意見を踏まえ、人口密度、通学圏、生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域で臨時休業を要請することとしている。

２．学校等は、児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、ウイルスの特徴にまだ不明な点があるため慎重に対応する必要があること、感染拡大防止から、特定の学校等や学級の閉鎖にとどまらず、原則として、一定の地域単位で休業を要請することとしている。

３．しかし、学校間の距離が離れている場合など地理的条件が整えば、特定の学校のみの臨時休業で感染拡大を防止できることもありうることから、地域の実情に応じ、弾力的に判断していただきたい。

４．また、臨時休業を解除した後に、患者が発生した学校・保育施設等については、都道府県（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が個々の施設ごとに臨時休業の要請を行うこととなる。

（問１７）急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をす

る必要はないのか。

（答）

1．地域において急速に患者数が増加している場合には、広範囲の地域で学校・保育施設等の臨時休業を行うことは、感染拡大防止には効果が薄いため、地域の学校等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないと考える。

2．ただし、患者が多く発生している学校等において、当該学校等に通学する児童・生徒等を感染から守るために臨時休業等をすることには意義があることから、季節性のインフルエンザと同様の対応として、特定の学校の臨時休業や学級閉鎖等の措置が考えられる。

（問１８）県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。

（答）

感染が確認された場所の最寄りの保健所を管轄する都道府県、市又は特別区が公表するとともに、厚生労働省から全国の都道府県に対して情報提供を行うこととしている。

（問１９）臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

（答）

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障

害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※　小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

（問２０）保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。

（答）

１．保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行う。

２．これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

（問２１）保育施設が臨時休業になり、子どもを預かれ

なくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

（答）

事業主には、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や自治体から事業者団体に対し、その旨を要請しているところである。

（問２２）保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

（答）

１．臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行ったり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行ったところである。

２．高齢者の短期入所、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問

介護事業者等が代替サービスを提供することによって、必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や自治体から事業者に対し、要請をしている。

3．なお、訪問介護サービス等については、当該地域においても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

（問２３）保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

（答）

1．従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、事業主に要請を行うことはしていない。

2．しかし、保育施設については、

① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること

② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないこと

などから、改めて事業主に要請することが必要と考えられる。

（問２４）在宅の障害者や高齢者等への支援とは、どのようなものか。

（答）

1．在宅の障害者や高齢者等への訪問介護等の支援につ

いては、問２３を参照されたい。

２．また、市町村においては、必要に応じ状況を踏まえて、市町村の事業等を活用するなどして、在宅の高齢者への見回りや食事提供等の支援を行うことが考えられる。

（問２５）事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

（答）

１．各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことが必要と考えられる。

２．また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。

３．それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

（注）「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114

に記載する感染防止策の例において、

・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）

・患者の入場防止のための検温

・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

（問２６）事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

（答）

１．特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、

① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと

② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと

① 利用客が施設内で発症した場合に備えること

などが考えられる。

２．それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

（問２７）従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。

（答）

発症した従業員と濃厚接触した同僚を自宅待機させることは必要と考えられるが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないとされた者についてまで自宅待機を命ずることは適当でない。

（問２８）機内検疫及び停留をとりやめるのか。

（答）

１．水際対策の目的は、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせ、その間に医療体制の整備など国内対策の準備を進めるための時間を稼ぐことにある。当初、メキシコで新型インフルエンザによる死者が多数出ていることが報道されたが、その時点では、病原性が不明であり、国家の危機管理に関わる問題として、水際対策を強化することとした。

２．しかし、症例の蓄積により、患者には軽症者が多いというウイルスの特徴が確認されたことから、水際対策のあり方を見直すこととした。

３．具体的には、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、ブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。

４．また、患者が発見されれば、隔離及び適切な医療の提供を行い、患者の濃厚接触者に対しては、外出自粛要請と健康監視を行う。

（問２９）国では、各省庁の事業や職員について、どの

ような措置を講ずるのか。

（答）

国においては、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

○　全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。

○　通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。

○　自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。

○　職員の健康管理を徹底する。

○　健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。

○　職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、当該職員は病気休暇を取得するよう呼びかける

○　職員が感染者と濃厚接触した可能性がある場合には、発熱相談センターに相談の上、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、特別休暇を取得するよう呼びかける。

○　職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。また、庁舎の入口等に速乾性アルコール製剤を設置する。

○　職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者

が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する

○　各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。

○　職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。

○　来訪者については、例えば、庁舎の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が庁舎内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。

○　窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が１～２メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。

○　庁舎内で発症者が出た場合の対応について検討する。

（別添４）

新型インフルエンザ（Swine-origin influenza A/H1N1）積極的
疫学調査実施要綱（暫定版）　平成２１年５月１日　　抜粋

患者滞在場所に対する環境整備・消毒について

１．環境整備

（１）床の清掃

患者が滞在した場所の床は濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。また、明らかに患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが存在している箇所は消毒を行う。

（２）患者が接触した箇所の消毒

患者が頻回に接触したと考えられる箇所（ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、ベッド柵等）については、消毒薬で十分に湿らせた濡れタオルや雑巾で拭き取り消毒を行う。

（３）壁、天井の清掃

患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが明らかに付着していない場合は通常以上の清掃の必要はない。患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが付着している場合は消毒を行う。

（４）食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く）、排泄物などが付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所を消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80℃、10 分間以上）を実施する方法もある。

（５）物品

患者が使用していた物品は、適宜拭き取り清掃を行う。

２．消毒について

（１）次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液を用いる。30 分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、推奨されない。

（２）イソプロパノールもしくは消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

（３）その他の消毒薬については、「医療機関における感染対策の手引き」を参照する。

3．環境整備の際に着用すべきもの

清掃、消毒等の環境整備を行う際に、実施者はマスク（原則的に不織布製マスク）、ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、頑丈で水を通さない材質のものを使用する。

4．手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には手袋を外した後に流水・石鹸による手洗いかもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事摂取前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきである。また、患者発生後地域において新型インフルエンザの流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅後にも必ず手指衛生を実施するように指導する。

（別添５）

事　務　連　絡
平成２１年５月２５日

各（都道府県 / 保健所設置市 / 特　別　区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

平成２１年５月２２日、政府の新型インフルエンザ対策本部において新しい「基本的対処方針」（以下「新対処方針」という。）が決定され、それに基づき、同日、厚生労働大臣が「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）を定めました。

運用指針においては、患者が発生した地域について、各都道府県、保健所設置市等（以下「自治体」という。）がその地域の状況を踏まえ、どのような対策を講じるべきかにより、大きく２つのグループに分けることとし、そのどちらであるかについては、厚生労働省と相談の上、当該自治体が判断することとしています。

新型インフルエンザ対策については、自治体と国が協力して取り組まなければならないものであり、自治体からの速やかな情報提供や取組方針についての相談を受け、国からの助言等を行い、効果的な対応を確実にしたいと考えております。

このたび、運用指針を受けた自治体から厚生労働省への情報提供・相談の方法、厚生労働省からの公表方法等について定めましたので、連絡します。

１．患者発生から「患者や濃厚接触者活動した地域等」の公表までの手順について

（１）自治体から厚生労働省への情報提供・相談について

厚生労働省への情報提供・相談に当たっては、自治体において、確定患者の感染経路をある程度調査し、講じるべき対策の方向性等を検討された上で、速やかに厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部（以下「本部」という。）に情報提供とともに相談を行って下さい。

情報提供・相談に当たって、自治体からいただきたい情報は次のとおりです。

① 当該自治体における患者発生の状況等
（確定患者数、確定患者数の時系列推移、発熱相談センターの相談件数、発熱外来の患者数、感染症指定医療機関等の入院及び外来患者の受け入れ状況、ＰＣＲ検査数、サーベイランスシステムの稼働状況等）
※ 既に本部に報告されている事項については不要です。

② 次のア～ウについて講じようとする対策の概要、講じようとする理由、講じる期間

ア．発生患者と濃厚接触者への対応
イ．発熱外来、入院に係る医療提供の取扱い
ウ．学校・保育施設等の取扱い

（２）自治体から情報提供・相談を受けた際の厚生労働省の対応について

本部では、担当官を決めて自治体からの相談に応ずることとします。

担当官については、決定し次第、本部から当該自治体に通知しますので、自治体の担当者（複数可）をご連絡下さい。

その際、以下の２点について、本部と相談の上、自治体に判断いただくこととなります。

① 新対処方針の一（二）に基づき、確定患者の所在地、自治体の調査により判明した患者や濃厚接触者が活動した地域等として自治体が対策を講じる地域（以下「対策地域」という。）の範囲をどのように設定するか

※ 対策地域については、患者や濃厚接触者が活動した地域を越えて広めに対策を講じようとする場合や、当該活動した地域に限定して対策を講じようとする場合などがあります。この「広めに対策を講じようとする場合」については、行政区域の一部で患者等が活動していたが、当該行政区域の単位で対策を講じることが適当と判断した場合、患者未発生の行政区域であるが感染拡大防止の観点から患者等が活動していた地域とともに対策を講じることが適当と判断した場合などが当たります。

② 当該地域が運用指針の２（１）「感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域（以下「感染拡大防止地域」という。）」、同（２）「急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域（以下「重症化対策重点地域」という。）」のどちらであるか

※ なお、重症化防止重点地域は、患者数の増加に対する感染拡大防止対策を講じた結果、状況が落ち着いた場合や、重症者が発生するおそれが高くなった場合について考慮されるものと考えます。最初から重症化防止重点地域とはならないことに留意下さい。

なお、都道府県の域内に保健所設置市がある場合、講じる対策等については、都道府県と保健所設置市との間で調整いただくこととなります。

２．患者や濃厚接触者が活動した地域等の公表について

これまで、本部では「新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について」として該当する地域を公表してきました。今般、新基本的対処方針及び運用指針が定められたことに伴い、取扱いを以下のようにします。

（１）「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲について

本部との相談の上、自治体が判断した対策地域の範囲を、本部から公表することになります。

（２）感染拡大防止地域と重症化防止重点地域の区分について

本部との相談の上、自治体が当該地域を感染拡大防止地域とするか重症化防止重点地域とするかを判断し、その結果を対策地域の公表に合わせて、本部から公表します。

本部からの公表に当たっては、個々具体の対策の内容まで記載しませんので、住民等が対策の内容を入手できるよう、これを記載したホームページアドレスなどを合わせて記載し公表することとします。該当する自治体は準備をして下さい。

（３）自治体からの情報提供・相談がない場合

患者が発生した場合、速やかに、その発生地（当面は確定診断が行われた時点での患者の所在地とします。）の自治体においては、情報提供と相談をお願いすることとなりますが、仮に情報提供・相談がない場合については、その旨を自治体名とあわせて公表することとなります。

３．患者の発生等の状況の把握と自治体の対策の変更について

患者や濃厚接触者が活動した地域等の公表後は、継続して自治体の地域内の状況について厚生労働省と情報を共有し、適宜適切な対応をとる必要があります。このため以下のことについて、担当官と十分連絡をとって下さい。

（１）患者等の状況の把握と情報共有について

自治体においては、域内の患者の状況を常に把握し、その転帰及び重篤化のおそれのある基礎疾患等の状態を定期的（原則、毎日）に本部に連絡して下さい。

特に、重症化対策重点地域においては、重篤患者の状況について特段の注意をもって把握し、常に本部にその動向について連絡して下さい。

連絡に当たっては、原則、全ての患者の状況を把握していただき情報提供いただ

くこととなります。別紙様式を参考にして下さい。

連絡方法等については、本部の担当官と相談して下さい。

（2）対策の重点を変更しようとするとき

感染拡大防止地域として対策を講じていた地域について、患者数の増加、重篤患者の発生などにより、具体的な対策を変更しようとするときは、改めて、本部の担当官と相談することとなります。

相談に当たって、自治体からいただきたい情報は次のとおりです。

① 当該自治体における患者発生の状況等

② 当該自治体の患者の状況・転帰
　※ 既に定期的な連絡において情報提供いただいている場合は不要です。

③ これまで講じてきた対策の概要と評価

④ 次のア～ウについて今後講じようとする対策の概要と理由、対策を講じる期間
　ア．発生患者と濃厚接触者への対応
　イ．発熱外来、入院に係る医療提供の取扱い
　ウ．学校・保育施設等の取扱い

変更については、例えば、
・ 感染拡大防止措置が功を奏し、患者数の急激な増加が見られなくなる一方、重篤患者が発生しているとき
・ 重篤患者の治療が落ち着き、再度、感染拡大防止に注力しようとするとき
が考えられます。

なお、地域内の患者が全て治癒し、７日間新たな患者発生がないなど地域内の状況を勘案し、特段の対策を講じる必要がないと自治体が判断する場合、対策地域から削除することとなります。

４．その他

相談に当たって自治体からいただきたい情報について掲げた各項目は、本部の担当官との相談の際に使用するものです。できるだけ詳細の情報をいただきたいと考えますが、相当部分を口頭で補うことでも差し支えありません。書類作成に時間が費やされ、判断が遅れることのないよう留意して下さい。

新たな対処方針の策定、運用指針の策定は、地域の実情に応じた弾力的な取扱いを示すものですが、自治体において住民が納得し得る必要かつ十分な対策がなされることが前提となるものであることに、十分留意して下さい。